

社会福祉士養成施設等報告(2024(令和6)年5月1日現在)

1 法人情報

法人種別、法人名称、法人の主たる事務所の住所・連絡先	学校法人 都築学園 815-8511 福岡県福岡市南区玉川町22番1号 TEL:092-541-0161 FAX:092-541-5229
法人代表者氏名	理事長: 都築 仁子
大学等以外の実施事業	https://www.kinwu.ac.jp/department/sports/ https://www.kinwu.ac.jp/department/social/ https://www.kinwu.ac.jp/department/management/
財務諸表	https://www.kinwu.ac.jp/_wp/wp-content/themes/kobeiryomirai/assets/files/info/financial-statement_r05.pdf

2 大学等情報

大学等の名称、大学等の住所・連絡先	神戸医療未来大学人間社会学部健康スポーツコミュニケーション学科 679-2217 兵庫県神崎郡福崎町高岡字塩田1966番地の5 TEL:0790-22-2620 FAX:0790-23-0622
大学等の代表者氏名	学長: 鎌田 積
大学等の開設年月日	2000年4月
学則	学則: https://www.kinwu.ac.jp/_wp/wp-content/themes/kobeiryomirai/assets/files/info/gakusoku.pdf
研修施設、図書館(蔵書数を含む。)等の設備の概要	https://www.kinwu.ac.jp/campuslife/facility/ 2023年度受入統計表: 3ページへ

3 養成課程情報

養成課程のスケジュール(期間、日程、時間数)	30ページへ
定員	180名
入学までの流れ(募集、申込、資料請求先)	<ul style="list-style-type: none"> ・募集要項請求 ・願書提出 ・入学者選抜試験 ・合格発表 ・入学式 ・学科ガイダンス(養成課程に関する説明会) ・履修登録 ・資料請求先 〒679-2217 兵庫県神崎郡福崎町高岡1966-5 神戸医療未来大学 アドミッションオフィス TEL 0790-22-6947 FAX 0790-22-6452 E-mail info@kinwu.ac.jp
費用	学費: https://www.kinwu.ac.jp/_wp/wp-content/themes/kobeiryomirai/assets/files/exam/Application_Requirements_2024.pdf#page=24 学外実習教育費: 90,000円
科目別シラバス	https://sun.kinwu.ac.jp/aa_web/syllabus/se0010.aspx?me=EU&opi=mt0010
教員数、科目別担当教員名(教員の氏名、略歴、保有資格)	科目ごとの担当教員名: 4ページへ 専任教員略歴: https://www.kinwu.ac.jp/research/teacher/
教材	科目ごとのシラバス参照
協力実習機関の名称、住所、事業内容	5ページへ
実習プログラムの内容・特徴	10ページへ

4 実績情報

卒業者の延べ人数	685名(2013年度学科設置)
卒業者の進路の状況(就職先の施設種別、卒業者のうちの就職者数)	29ページへ

5 その他情報

その他、入学者又は入学希望者の選択に資する情報	https://www.kinwu.ac.jp/candidates/entrance-exam/
-------------------------	---

受 入 統 計 表

2023年度

<総合計>

作成日:2024年3月末日

項 目			当年度末累計		備 考
			冊 数	金 額	
購入図書	図書	和	71,360	203,815,513	
		洋	14,446	105,670,272	
		計	85,806	309,464,911	
	楽譜	和	1,119	767,252	
		洋	973	922,320	
		計	2,092	1,689,572	
	雑誌製本	和	2,211	9,899,787	
		洋	1,195	10,150,231	
		計	3,406	20,050,018	
	計	和	74,690	214,482,552	
洋		16,614	116,742,823		
計		91,304	331,225,375		
研究費 図書	図書	和	9,279	29,045,756	
		洋	832	5,421,178	
		計	10,111	34,262,932	
寄贈図書	図書	和	9,061	14,875,372	
		洋	288	735,292	
		計	9,349	15,610,664	
	雑誌製本	和	42	83,790	
		洋	39	77,945	
		計	81	161,735	
	計	和	9,103	14,959,162	
洋		327	813,237		
計		9,430	15,772,399		
その他	図書	和	16,388	0	
		洋	8,140	0	
		計	24,528	0	
	雑誌製本	和	68	0	
		洋	23	0	
		計	91	0	
	計	和	16,456	0	
洋		8,163	0		
計		24,619	0		
合 計	和	109,528	258,885,050		
	洋	25,936	122,982,365		
	計	135,464	381,867,415		

社会福祉士国家試験受験資格指定科目との対応表

人間社会学部健康スポーツコミュニケーション学科

指定科目等の名称	本学科目名	担当教員	区分	有資格状況	指針等該当番号
医学概論	人体の構造と機能及び疾病				
心理学と心理的支援	心理学概論Ⅰ				
	心理学概論Ⅱ				
社会学と社会システム	社会学Ⅰ				
	社会学Ⅱ				
社会福祉の原理と政策	社会福祉原論				
社会福祉調査の基礎	社会調査論				
ソーシャルワーク基礎と専門職	ソーシャルワーク総論				
ソーシャルワーク基礎と専門職(専門)					
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワーク論Ⅰ				
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	ソーシャルワーク論Ⅱ	牧野	専任	本学において選考された教員	
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉論				
	コミュニティワーク論	荒木	兼任	本学において選考された教員	
福祉サービスの組織と経営	福祉経営論				
社会保障	社会保障論	西田	兼任	本学において選考された教員	
高齢者福祉	高齢者福祉論Ⅰ				
障害者福祉	障害者福祉論Ⅰ				
児童・家庭福祉	児童福祉論Ⅰ				
貧困に対する支援	公的扶助論				
保健医療と福祉	保健医療サービス論	伊藤	兼任	本学において選考された教員	
権利擁護を支える法制度	権利擁護と成年後見	加藤	兼任	本学において選考された教員	
刑事司法と福祉	司法福祉論	加藤	兼任	本学において選考された教員	
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ				
ソーシャルワーク演習(専門)	ソーシャルワーク演習Ⅱ				
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	平田	兼任	本学において選考された教員	指針4-(3)-イ-(ア)
ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ				
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	平田	兼任	本学において選考された教員	指針4-(3)-ウ-(ア)
ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習	平田	兼任	本学において選考された教員	指針4-(3)-ウ-(ア)

2023年度入学生以降開講されません

配当年次以降開講されません

施設名及び施設種別	氏名(法人にあっては名称)	設置年月日	位置
児童養護施設 若草寮	社会福祉法人 南但愛育会	昭和31年1月	兵庫県朝来市 和田山町久世田990-16
児童養護施設 南野育成園	社会福祉法人 南野育成園	昭和24年4月1日	岡山県岡山市 中仙道231
児童養護施設 三愛園	社会福祉法人 三愛園	昭和26年4月10日	愛媛県松山市 和田甲125
児童養護施設 さくら園 白蓮寮	社会福祉法人 同朋会	昭和26年4月1日	高知県高岡郡 佐川町甲1110-1
知的障害者入所更生施設 香翠寮	社会福祉法人 中播福社会	昭和55年4月1日	兵庫県姫路市 香寺町土師365-1
特別養護老人ホーム 書写ひまわりホーム	社会福祉法人 よい子の広場福祉会	平成17年5月1日	兵庫県姫路市 書写634番地198
特別養護老人ホーム 津田の里	社会福祉法人 松豊会	平成6年4月1日	島根県松江市 西津田十丁目19-50
病院 姫路中央病院	医療法人 公仁会	昭和45年4月1日	兵庫県姫路市 飾磨区三宅2丁目36番地
児童養護施設 たちばな学苑	財団法人 たちばな学苑	昭和36年4月9日	徳島県阿南市 富岡町寿通4-2
児童養護施設 愛信学園	社会福祉法人 共生会	昭和20年12月18日	兵庫県神戸市 兵庫区馬場町7-14
社会福祉協議会 長浜市社会福祉協議会	社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会	平成18年2月13日	滋賀県長浜市 高田町12-34
社会福祉協議会 たつの市社会福祉協議会	社会福祉法人 たつの市社会福祉協議会	平成17年11月1日	兵庫県たつの市 龍野町富永410-2
社会福祉協議会 豊岡市社会福祉協議会	社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会	平成18年4月3日	兵庫県豊岡市 日高町祢布891番地の2
社会福祉協議会 串本町古座事業所デイサービスセンター	串本町	平成4年10月1日	和歌山県東牟婁郡 串本町上野山291-4
社会福祉協議会 浜田市社会福祉協議会 さんあいホーム	社会福祉法人 浜田市社会福祉協議会	平成7年4月1日	島根県浜田市 金城町下来原1541-20
社会福祉協議会 海陽町社会福祉協議会	社会福祉法人 海陽町社会福祉協議会	平成18年3月31日	徳島県海部郡 海陽町奥浦字新町44番地
社会福祉協議会 土佐清水市社会福祉協議会	社会福祉法人 土佐清水市社会福祉協議会	昭和59年1月8日	高知県土佐清水市 寿町11-9
重症心身障害児施設 土佐希望の家	社会福祉法人 土佐希望の家	昭和45年6月1日	高知県南国市 小籠107番地
知的障害者更生施設 ふれあいの里かたくら	社会福祉法人 コスモス	平成9年8月1日	大阪府堺市 南区片蔵165番地
知的障害者更生施設 協和学園	社会福祉法人 もみじ会	昭和53年4月1日	兵庫県たつの市 新宮町能地274-69
知的障害者更生施設 もちの木園	社会福祉法人 高岡の里福祉会	平成1年8月1日	兵庫県神崎郡 福崎町高岡74-1
知的障害者更生施設 東部障害者福祉センター	社会福祉法人 昭和会	平成18年9月17日	高知県高知市 葛島4丁目3-3
障害者自立支援施設 西宮市立いずみ園	社会福祉法人 西宮市社会福祉事業団	昭和60年5月	兵庫県西宮市染殿町8-17総合 福祉センター内2F
身体障害者支援施設 愛光園	社会福祉法人 愛光社会福祉事業協会	昭和57年4月1日	兵庫県姫路市 打越1100
身体障害者支援施設 真清水荘	社会福祉法人 祐正福祉会	平成6年7月1日	香川県さぬき市 寒川町石田東甲761-9
特別養護老人ホーム 伊香の里	伊香郡病院組合	平成7年4月1日	滋賀県伊香郡 木之本町大字黒田1221
特別養護老人ホーム ザイオン	社会福祉法人 秀生会	平成10年4月8日	大阪府大阪市 港区市岡1-5-30
特別養護老人ホーム めぐみ苑	社会福祉法人 双恵会	平成10年3月6日	兵庫県高砂市 阿弥陀町阿弥陀43-1
特別養護老人ホーム しゅらく苑	社会福祉法人 秀楽会	平成2年4月1日	兵庫県三木市 別所町興治142
特別養護老人ホーム 淡路ふくろうの郷	社会福祉法人 ひょうご聴 覚障害者福祉事業協会	平成18年4月1日	兵庫県洲本市中川原町中川原 字東山28番地1

特別養護老人ホーム あさなぎ	社会福祉法人 晃寿会	平成5年4月1日	兵庫県姫路市 白浜町乙836番地
特別養護老人ホーム 山彦ホーム	社会福祉法人 本覚寺苑	昭和50年4月1日	兵庫県姫路市 花田町加納原田155
特別養護老人ホーム ウェルフェア・グランデ明石	社会福祉法人 山輝会	平成9年2月28日	兵庫県明石市 北王子町13-41
特別養護老人ホーム 都祁すずらん苑	社会福祉法人 大和会	平成8年12月1日	奈良県奈良市 都祁友田町1437
特別養護老人ホーム ゆら博愛園	社会福祉法人 博愛会	平成14年12月1日	和歌山県日高郡 由良町吹井910-1
特別養護老人ホーム 菜の華	社会福祉法人 成城会	平成10年12月14日	広島県広島市 安佐南区 西原一丁目18番5号
特別養護老人ホーム 志度玉浦園	社会福祉法人 志度玉浦園	平成4年10月1日	香川県さぬき市 志度1610-1
特別養護老人ホーム 幸輝園	社会福祉法人 幸輝会	昭和47年4月1日	岡山県岡山市 国府市場985-1
特別養護老人ホーム 白寿園	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部島根 県済生会	昭和44年4月1日	島根県江津市 江津町1110
老人デイサービス CHIAKIほおずき神戸垂水	有限会社 ほおずき	平成15年7月15日	兵庫県神戸市 垂水区霞ヶ丘1-3-25
老人デイサービスセンター デイサービスセンター歩歩市川	医療法人 夢前会	平成18年5月1日	兵庫県神崎郡 市川町田中227-1
老人デイサービスセンター デイサービスセンター香照苑	社会福祉法人 徳宗福祉会	平成6年7月1日	兵庫県姫路市 香寺町須加院338-506
老人デイサービスセンター 光寿園	社会福祉法人 光寿福祉会	平成3年4月1日	兵庫県姫路市 夢前町宮置821-3
老人デイサービスセンター ゆうゆうの里デイサービスセンター	社会福祉法人 幸輝会	平成13年4月1日	岡山県美作市 北山401
老人デイサービスセンター デイサービスセンター さくらんぼ五日市センター	医療法人 新生会	平成14年7月16日	広島県広島市 佐伯区五日市中央2-11-2
老人デイサービスセンター アルテピアセと	医療法人 知誠会	平成8年7月1日	岡山県岡山市 瀬戸町江尻711番地
介護老人保健施設 ピア観音	社会福祉法人 慈楽福祉会	平成14年4月1日	広島県広島市 西区 観音新町1丁目7番40号
介護老人福祉施設 ぼー愛	社会福祉法人 明倫福祉会	平成13年8月15日	兵庫県神戸市 中央区港島中町5-2
居宅介護支援事業所 デイサービスセンター さんご	有限会社 美作名倉堂	平成16年11月3日	岡山県美作市 栄町68番地
児童養護施設 アメニティホーム広畑学園	社会福祉法人 あいむ	昭和24年11月	兵庫県姫路市 広畑区蒲田370-1
社会福祉協議会 加西市社会福祉協議会	社会福祉法人 加西市社会福祉協議会	昭和45年10月1日	兵庫県加西市 北条町古坂1072-14
特別養護老人ホーム 第二サルビア荘	社会福祉法人 円融会	平成3年10月1日	兵庫県加西市 国正町1931-2
特別養護老人ホーム ネバーランド	社会福祉法人 ネバーランド福祉会	平成8年10月1日	兵庫県姫路市 船津町5271-16
社会福祉協議会 姫路市社会福祉協議会	社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会	昭和26年3月22日	兵庫県姫路市 安田3丁目1番地
社会福祉協議会 津山市社会福祉協議会	社会福祉法人 津山市社会福祉協議会	昭和37年9月13日	岡山県津山市 山北520番地
社会福祉協議会 三豊市社会福祉協議会	社会福祉法人 三豊市社会福祉協議会	平成18年1月1日	香川県三豊市 山本町財田西375番地
身体障害者授産施設 希望の園	社会福祉法人 大阪自興会	昭和48年5月1日	大阪府大阪市 淀川区野中南2-10-35
特別養護老人ホーム 泉の杜	社会福祉法人 再命会	平成16年5月1日	兵庫県姫路市 豊富町神谷3041-20
特別養護老人ホーム 上道荘	社会福祉法人 第2まこと会	平成4年6月	岡山県岡山市 中尾1036番地
老人デイサービス CHIAKIほおずき神戸伊川谷	有限会社 ほおずき	平成16年2月1日	兵庫県神戸市 西区伊川谷有瀬282番地
特別養護老人ホーム 鶴林園	社会福祉法人 鶴林園	平成6年1月30日	兵庫県加古川市 志方町細工所1086番地

障害者支援施設 三愛園	社会福祉法人 愛光社会福祉事業協会	昭和63年4月1日	兵庫県姫路市 打越1340-6
老人デイサービスセンター 赤穂市立赤穂東地区デイサービスセンター しおさい	社会福祉法人 なごみ	平成12年4月1日	兵庫県赤穂市 元沖町132番地
児童養護施設 わかば園	社会福祉法人 わかば園	昭和24年4月	岡山県津山市 二宮1309-1
特別養護老人ホーム さくら荘	社会福祉法人 すみれ福祉会	平成7年3月22日	香川県高松市 林町76-14
社会福祉協議会 綾部市社会福祉協議会	社会福祉法人 綾部市社会福祉協議会	昭和27年9月1日	京都府綾部市 川糸町南古屋敷5/1
病院 明石医療センター	医療法人 明石医療センター	平成23年4月1日	兵庫県明石市 大久保町八木743-33
特別養護老人ホーム シルバーコースト甲子園	社会福祉法人 円勝会	平成13年4月1日	兵庫県西宮市 枝川町17-40
特別養護老人ホーム あそか苑	社会福祉法人 明倫福祉会	平成4年4月8日	兵庫県伊丹市 中野西1-18
社会福祉協議会 福崎町社会福祉協議会	社会福祉法人 福崎町社会福祉協議会	昭和51年1月31日	兵庫県神崎郡 福崎町西治474-6
特別養護老人ホーム いぼがわ荘	社会福祉法人 いぼがわ福祉センター	平成5年4月1日	兵庫県たつの市 揖保川町半田608-1
老人デイサービスセンター 播磨町デイサービスセンター	社会福祉法人 播磨町社会福祉協議会	平成3年3月5日	兵庫県加古郡 播磨町南大中1丁目8-50
身体障害者更生援護施設 西はりまリハビリテーションセンター	社会福祉法人 円勝会	昭和62年9月1日	兵庫県たつの市 誉田町福田780-3
特別養護老人ホーム のじぎくの里	社会福祉法人 のじぎく福祉会	平成15年9月5日	兵庫県高砂市 北浜町西浜773-3
老人デイサービスセンター はつらつ館魚住	株式会社 ベストウエル	平成17年7月1日	兵庫県神戸市中央区 相生町4-6-1木村ビル1F
老人デイサービス デイサービス寿長生の郷	有限会社 尚齡会	平成15年9月1日	兵庫県尼崎市 元浜町5丁目10-2
身体障害者デイサービス 広島市北部障害者デイサービスセンター	社会福祉法人 広島市北部障害者デイサービスセンター	平成4年12月19日	広島県広島市 安佐区可部南5-8-70
老人デイサービスセンター むれさき苑デイサービスセンター	社会福祉法人 尚紫会	平成9年5月19日	兵庫県姫路市 四郷町東阿保44
社会福祉協議会 高知市社会福祉協議会	社会福祉法人 高知市社会福祉協議会	昭和26年10月	高知県高知市 塩田町18-10
障害者支援施設 博由園	社会福祉法人 博由社	昭和57年4月	兵庫県明石市 大久保町大窪2573-16
社会福祉協議会 雲南市社会福祉協議会	社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	平成16年11月1日	鳥根県雲南市 三刀屋町三刀屋1212-3
特別養護老人ホーム 和寿園	社会福祉法人 和寿園	平成3年9月1日	兵庫県篠山市 高屋19-2
特別養護老人ホーム 十字園	社会福祉法人 十字会	平成3年7月1日	岡山県真庭市 下河内2275
社会福祉協議会 宍粟市社会福祉協議会	社会福祉法人 宍粟市社会福祉協議会	平成17年7月1日	兵庫県宍粟市 一宮町閨賀300
社会福祉協議会 宇和島市社会福祉協議会	社会福祉法人 宇和島市社会福祉協議会	平成17年8月1日	愛媛県宇和島市 住吉町1丁目6番16号
老人デイサービスセンター 本多聞あんしんすこやかセンター	社会福祉法人 報恩感謝会	平成18年4月1日	兵庫県神戸市 垂水区本多聞7丁目2番2号
障害者支援施設 ライフガーデン加古川	社会福祉法人 社栄会	平成12年3月21日	兵庫県加古川市 八幡町上西条1355
社会福祉協議会 高松市社会福祉協議会	社会福祉法人 高松市社会福祉協議会	昭和38年9月10日	香川県高松市 福岡町2-24-10 福祉コミュニティセンター・高松
通所介護 山彦デイビス	社会福祉法人 本覚寺苑	平成21年10月1日	兵庫県姫路市 花田加納原田171-5
知的障害者入所施設 播磨園	社会福祉法人 くすのき会	昭和46年5月	兵庫県佐用郡 佐用町多賀2268
障害福祉サービス事業 姫路市立障害者支援センター	社会福祉法人 姫路市社会福祉事業団	昭和52年4月1日	兵庫県姫路市 増位新町二丁目37
特別養護老人ホーム 清住園	社会福祉法人 清章福祉会	平成7年3月23日	兵庫県姫路市 飾東町清住555

特別養護老人ホーム はまゆう	社会福祉法人 賛幸会	平成16年12月20日	鳥取県鳥取市 服部204-1
老人保健施設 はまゆう	社会福祉法人 賛幸会	平成11年7月22日	鳥取県鳥取市野寺62-1
就労継続支援事業(B型)所 サポートセンター貴和	社会福祉法人 明桜会	平成24年4月1日	兵庫県明石市 田町2-3-3
地域包括支援センター たかとりあんしんすこやかセンター	社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会	平成12年4月1日	兵庫県神戸市須磨区 太田町7-3-15
社会福祉協議会 三木市社会福祉協議会	社会福祉法人 三木市社会福祉協議会	昭和29年10月	兵庫県三木市 大塚1-6-40
介護老人保健施設 ル・サンテリオン北条	社会福祉法人 仁厚会	平成12年3月18日	鳥取県東伯郡 北栄町土下123-1
介護老人保健施設 ハピネス五葉	医療法人 五葉会	平成10年3月13日	兵庫県姫路市 本町165
生活介護就労継続支援B 乙訓ひまわり園	社会福祉法人 向陵会	平成12年11月1日	京都府向日市 上植野町五ノ坪11-1
特別養護老人ホーム オアシス千歳	社会福祉法人 ジェイエイ兵庫六甲福祉会	昭和55年5月月	兵庫県伊丹市 中央4-5-6
特別養護老人ホーム きのこ荘	社会福祉法人 新生寿会	昭和56年5月1日	岡山県井原市 木之子町2330
児童擁護施設 グイン・ホーム	社会福祉法人 白百合学園	昭和42年10月1日	兵庫県神戸市北区 山田町小部字東山66
社会福祉協議会 南国市社会福祉協議会	社会福祉法人 南国市社会福祉協議会	昭和43年9月18日	高知県南国市 日吉町2丁目3番28号
特別養護老人ホーム 三宝荘	社会福祉法人 香美老人ホーム組合	昭和43年4月1日	高知県香南市 野市町母代寺188番地
特別養護老人ホーム のではまゆう	社会福祉法人 賛幸会	平成26年12月1日	鳥取県鳥取市 野寺67
社会福祉協議会 津和野町社会福祉協議会	社会福祉法人 津和野町社会福祉協議会	平成17年9月1日	鳥根県鹿足郡津和野町 日原14
社会福祉協議会 日高村社会福祉協議会	社会福祉法人 日高村社会福祉協議会	昭和54年3月3日	高知県高岡郡 日高村沖名5
社会福祉協議会 福山市社会福祉協議会	社会福祉法人 福山市社会福祉協議会	昭和28年1月28日	広島県福山市 三吉町南2丁目11-22
社会福祉協議会 山口市社会福祉協議会	社会福祉法人 山口市社会福祉協議会	平成17年10月3日	山口県山口市 上豎小路89-1
小規模多機能型居宅介護事業所 どっこいしょ	社会福祉法人 ゆたか会	平成21年10月1日	兵庫県加西市 若井町1001-1
指定通所介護 創心会リハビリ倶楽部茶屋町	株式会社 創心會	平成18年1月5日	岡山県倉敷市 茶屋町2104-1
介護老人保健施設 いなば幸朋苑	医療法人 こうほうえん	平成7年7月17日	鳥取県鳥取市 浜坂228-1
特別養護老人ホーム 光葉苑	社会福祉法人 光葉会	平成4年4月1日	山口県岩国市 下317-2
特別養護老人ホーム サンサンホーム	社会福祉法人 安那福祉会	平成8年9月5日	広島県福山市 神部町字東中条610-16
養護老人ホーム 大慈吉祥園	社会福祉法人 大慈厚生事業会	昭和37年4月1日	兵庫県神戸市西区 櫛谷町長谷13-1
障害者支援施設 あゆみの里	社会福祉法人 神戸あゆみの会	平成5年4月	兵庫県神戸市西区 神出町宝勢858-1
障害者支援施設 しゃくなげ荘	社会福祉法人 山本育成会	平成3年4月1日	高知県長岡郡 本山町北山甲303-1
障害者通所支援 つむぎ高梁	NPO法人 発達支援ネットワークつむぎ	平成27年5月1日	岡山県高梁市 横町1072-1
グループホーム プリランテ明石	社会福祉法人 山輝会	平成24年3月1日	兵庫県明石市 北王子町13-41
通所支援事業所 ゆうゆう	社会福祉法人 いたみ杉の子	平成9年4月1日	兵庫県伊丹市 鴻池1-10-15
社会福祉協議会 多可町社会福祉協議会	社会福祉法人 多可町社会福祉協議会	平成17年11月1日	兵庫県多可郡 多可町中区糺屋434-11
障害福祉サービス事業 姫路市立在宅障害者デイ・サービスルーム	社会福祉法人 姫路市立社会福祉事業団	平成2年10月1日	兵庫県姫路市 保城309-1

特別養護老人ホーム清華苑	社会福祉法人三幸福社会	昭和62年4月20日	兵庫県明石市大久保町大窪 3104番1
社会福祉法人 丹波篠山市社会福祉協議会	社会福祉法人 丹波篠山市社会福祉協議 会	平成11年6月1日	兵庫県丹波市網掛301番地
障害福祉サービス事業 姫路市立障害者支援センター	社会福祉法人 姫路市立社会福祉事業団	平成29年9月1日	兵庫県姫路市保城309番地
障害福祉サービス事業 姫路市立かしのきの里	姫路市	平成24年4月1日	兵庫県姫路市打越1352番地6

． ソーシャルワーク実習の意義と目標

1．目的と意義

2019(令和元)年に社会福祉士養成カリキュラムが大幅に変更されました。その目的は、今後、地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応するため、ソーシャルワークの専門職としての役割を担って行ける実践能力を有する社会福祉士を養成するためです。「ソーシャルワーク実習」の内容・実施方法も大きく変わりました。

ソーシャルワーク実習の目的は、大学の講義や演習で学んだ専門知識・相談援助技術を実際の社会福祉現場で検証することにあります。言い換えれば、実習に臨むにあたって、実習に対する心構えは勿論のこと、利用者(クライアント)の特徴や施設・機関の一般的機能、制度・政策に対する深い理解がなくては、実習は成立しません。その意味で、実習前における「事前学習」がとりわけ重要なものとなります。このことを十分に理解した上で、ソーシャルワーク実習指導の講義に臨むように心がけてください。

2．ソーシャルワーク実習のねらい

ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。

支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題(ニーズ)について把握する。

生活上の課題(ニーズ)に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。

施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。

総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。

3．ソーシャルワーク実習の教育に含むべき事項

利用者(クライアント)やその関係者(家族・親族、友人等)、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成

利用者(クライアント)やその関係者(家族・親族、友人等)との援助関係の形成

利用者(クライアント)や地域の状況を理解し、その生活上の課題(ニーズ)の把握、支援計画の作成と実施及び評価

多職種連携及びチームアプローチの実践的理解

当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ

地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解

施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。）

社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解

ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解

- ・アウトリーチ
- ・ネットワーキング
- ・コーディネーション
- ・ネゴシエーション
- ・ファシリテーション
- ・プレゼンテーション
- ・ソーシャルアクション

上記の実習目標は、厚生労働省が提示した「社会福祉士養成課程のカリキュラム（案）」です。実習計画書を作成する場合、実習評価票に照らし合わせて各自の実習施設・機関に適合した実習目標を設定してください（具体的な実習目標を設定すること）。

．ソーシャルワーク実習の履修条件及び実習先

1．実習履修資格者

ソーシャルワーク実習は、次の条件を満たさなければ履修することができません。

- (1) 卒業後、社会福祉の施設・機関等で働く意志を強くもっており、社会福祉の学習及び実践に対して熱意と意欲をもっていること。
- (2) 実習を履修する当該年度において、本学の教育課程における社会福祉士養成指定科目の単位をすべて修得しているか、修得できる見込みがあること。原則として、次の10科目については、実習を履修する前年度の最終時点で単位を修得していなければならない。
「人体の構造と機能及び疾病」 「社会福祉原論」 「高齢者福祉論」 「障害者福祉論」 「児童福祉論」 「ソーシャルワーク総論」 「ソーシャルワーク論」 「ソーシャルワーク演習」 「ソーシャルワーク演習」 「ソーシャルワーク実習指導」
- (4) 実習開始までに実施される「実習前確認試験」（知識と技能）に合格していること。

上記の規定を満たさない場合、実習先が決定していても取り消しになる場合がある。

2. 実習先・実習時間及び実習指導者の要件

(1) ソーシャルワーク実習の対象施設・機関

根拠法	対象施設・機関・事業等
児童福祉法	児童相談所、乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、指定発達支援医療機関、障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業
医療法	病院・診療所
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所、身体障害者福祉センター
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健福祉センター
生活保護法	救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設
社会福祉法	福祉に関する事務所（福祉事務所）市町村の区域を単位とする社会福祉協議会、隣保館（平成14年厚生労働省通知）
売春防止法	婦人相談所、婦人保護施設
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所
障害者の雇用等に関する法律	広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
老人福祉法	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム、老人介護支援センター、老人デイサービス事業
母子及び寡婦福祉法	母子父子福祉センター
更生保護事業法	更生保護施設
介護保険法	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護・短期入所療養介護、地域密着型通所介護、地域密着型特定施設入居者及び介護老人福祉施設入所者生活介護等、認知症対応型通所介護・認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援事業・居宅介護予防支援事業、地域包括支援センター、介護予防（通所介護・訪問介護等）
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
発達障害者支援法	発達障害者支援センター
障害者総合支援法	障害者支援施設、障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）、一般相談支援事業又は特定相談支援事業、福祉ホーム、地域活動支援センター、
その他	独立型社会福祉士事務所、ホームレス自立支援センター、地域福祉センター

(2) 実習指導者の要件について

ソーシャルワーク実習は法令上、実習指導者についても明確な規定があります。実習指導者になれるのは、「社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、科目省令第4条第7号に規定する講習会の課程を修了したもの」と定められています。つまり、実習生の指導を行うことができるのは、社会福祉士の資格取得後3年以上の相談援助業務体験を有し、更に「社会福祉士実習指導者講習会」の課程を修了した社会福祉士です。この条件を満たす実習指導者が施設・機関に不在の場合、実習を行っても単位認定をすることはできませんので注意してください。

(3) 実習時間数について

「ソーシャルワーク実習」の単位認定に必要な時間数・実習施設・実習免除の要件は以下の通りです。

	要件
1) 時間数	240 時間
2) 実習施設の要件	・ <u>機能が異なる施設 2ヶ所以上で 240 時間以上</u> の実習 ・ うち 1ヶ所は 180 時間以上の実習を行う
3) 実習免除	・ 介護福祉士養成課程における「 <u>介護実習</u> 」を履修済の者は、240 時間のうち 60 時間を上限として免除（注）

(注) 介護福祉士養成課程における「介護実習」の修了者は、60 時間の実習が免除になります。ただし、180 時間の実習では「介護実習」とは機能の異なる実習施設を選択しなければなりません。

仮に、実習中に日数及び時間数が不足しそうな場合には、実習指導者に相談し規定の実習時間の確保を依頼するようにしてください。

．ソーシャルワーク実習のプロセスと達成課題

1. 実習前の達成課題（事前学習）

- (1) ソーシャルワーク実習の目的・意義について深く理解する。
- (2) 個々の実習先の機能や関連する制度について理解を深める。
- (3) 実習場面で必要となるソーシャルワーク技法を習得する。
- (4) 社会福祉士の倫理綱領について理解を深める。
- (5) 実習関連施設・機関を実際に見学する、または、卒業生の講話を通して実習施設への学びを深める（見学実習）。
- (6) 実習目標・実習施設機関に照らし合わせた実習計画書を作成する。

- (7) 実習体験の分析・考察及び記録の方法について理解する。
- (8) 実習指導(スーパービジョン)の意義について理解を深める。
- (9) 「ソーシャルワーク実習指導」担当教員(巡回指導教員)との個別面談を実施する。
- (10) 事前に実習施設・機関を訪問し、実習計画書を基に実習指導者(スーパーバイザー)と実習プログラムについて相談する。

ただし、60時間の実習についてはこの限りではない。

2. 実習中の課題

ソーシャルワーク実習の目的は、社会福祉士の実習施設・機関における役割・職能を理解し、その専門技術を習得することにあります。具体的には、実習生はニーズキャッチ・インタビュー・アセスメント・プランニング・介入・モニタリング・終結に至る一連のソーシャルワークのプロセスを実際に体験することが求められます。同時に、アセスメントからプランニング(個別支援計画)に至るプロセスにおいて、利用者(クライアント)の自己決定や秘密保持など社会福祉士の倫理綱領の遵守、専門職間の連携、さらには活用可能な社会資源に関する情報収集なども意識的に取り組んでいかなければならない課題となります。

実習期間の中で上記の課題を達成するためには、実習生の主体的な学びの姿勢と事前学習が肝要となります。その上で、実習指導者との連携協力及び実習課題の共通認識が必要不可欠です。実習計画書の作成の段階から上記の課題を意識すると共に、事前訪問及び実習中に実習生の希望を的確に実習指導者に伝える必要があります。

3. 巡回指導及び帰校指導

ソーシャルワーク実習では、実習生は実習期間中に原則週1回の頻度で、本学の実習指導教員から面談指導を受ける義務があります。面談指導の方法には、本学実習指導教員が直接実習施設・機関を訪問して実習生を指導する「巡回指導」と、実習生が大学(もしくは指定施設)に戻り、指導を受ける「帰校指導」の2種類があります。

本学の実習生は、実習期間中に巡回指導と帰校指導を必ず受けることが、ソーシャルワーク実習の単位認定の条件となります。原則として、180時間実習中は巡回指導を2回、帰校指導を2回実施します。60時間実習中は巡回指導を1回、帰校指導を1回実施します。ただし、各学生の実習状況に留意して、巡回と帰校の回数を調整します。指定された日に必ず出席するようにしてください。

(1) 巡回指導及び帰校指導実施要領例 (180 時間実習の場合)

実習状況により巡回、帰校の入れ替えあり

第 1 週間目	(巡回指導)
---------	----------

第 2 週間目	(帰校指導)
---------	----------

第 3 週間目	(巡回指導)
---------	----------

第 4 週間目	(帰校指導)
---------	----------

(2) 巡回指導日について

巡回指導日は、実習指導教員及び実習施設・機関の都合によって決定されます。週の何曜日の何時になるかは、実習生の実習予定・実習指導者の業務・巡回指導教員の巡回予定によって決まります。

(3) 帰校指導日について

帰校指導日については、大学で指定します(帰校指導日には実習予定を入れないようにしてください)。180 時間実習の帰校指導は、例年、2 週目、4 週目の土曜日に実施しています。

具体的な日時については、「ソーシャルワーク実習指導」の中で詳しく説明があります。

4 . 事後指導

ソーシャルワーク実習は、実習期間が終了しただけでは完結しません。印象に残っている数多くの実習体験を振り返り、実習指導教員とのスーパービジョンやグループワークを通して、一つ一つの事例を多様な角度から「意味づけ」をしていく作業が必要になります。この「意味づけ」を通して、実習の総合評価に至る過程が後期「ソーシャルワーク実習指導」の課題となります。

(1) 実習後の提出書類 (実習先への提出書類)

実習が終了したら「実習出席簿・実習証明書」を実習施設・機関の指導者に提出してください。あわせて「実習の総括」を速やかに作成し、提出してください。書類の提出方法は、実習終了日までに実習指導者に相談、確認してください。「実習の総括」は実習指導者の指示のもとで、実習終了後遅くとも 3 日以内に提出するようにしてください。提出した書類は、後日実習施設・機関から大学に直接郵送されます。

(2) 実習後の提出書類 (実習指導教員への提出書類)

実習後に作成・提出する書類には、日々の実習記録の他に、「実習自己評価票」があります。実習終了後、速やかに作成し、ファイルに全て収めた状態で後期第 1 回目の「ソーシャルワーク実習」の講義内で実習指導教員に直接提出してください。

・実習生としての留意事項（実習生に求められるマナー）

実習現場では、「大学を代表する者」と自覚して行動してください。皆さんの表情、言葉遣い、行動から神戸医療未来大学全体が評価され、次期の実習生が歓迎されるか、拒否されるか決まるのが現状です。実習中は、配属された実習現場の諸規則に従って、社会福祉専門職を目指す者として責任ある行動をとるように心がけてください。また、実習生であることを自覚して、実習目標、課題を達成できるように努めてください。

下記に実習での留意事項を記載しますので、各自遵守してください。

1．実習先への提出物（提出物は必ず期限までに）

実習先に提出する書類には、**健康診断書・保菌検査結果報告書（検便検査）・誓約書・実習生個人票・実習計画書**が必要になります。

特に誓約書は実習中に知り得た利用者（クライアント）の情報や支援内容の秘密保持を誓約するものです。同時に実習生が実習中に施設・機関に対して迷惑をかけないことを約束するものでもあります。誓約書を提出する意味を理解し、事前訪問の際に実習先へ提出してください。

2．実習に臨む基本的な態度（学ぶ姿勢を忘れずに）

経験を通して学ぶことができる実習は、とても貴重な学習の時間です。常に学ぶ姿勢を忘れず、実習をよりよいものにしましょう。

- （1）実習時間は厳守すること。少なくとも実習開始 15 分前に身支度を完了し、実習できる態勢を整えておくこと。やむをえず欠席や遅刻、早退をする場合は実習施設・機関と実習指導教員、キャリアサポートセンターに事前連絡して、指示に従うこと。
- （2）利用者（クライアント）職員に対しては自ら進んで挨拶をすること。
- （3）利用者（クライアント）職員に対する言葉遣いに気をつけ、真摯な態度をとること。
- （4）実習施設・機関の運営方針を理解し、組織の秩序を乱さないこと。
- （5）実習生は指導を受ける立場であることを自覚し、実習指導者の指示に従う他、求められた報告や質問に誠実に応じること。
- （6）実習中は実習生であると同時に、利用者（クライアント）や家族から見れば施設・機関の関係者である。そのための責任ある行動をとること。
- （7）分からないことがあれば積極的に質問し、曖昧にしておかないこと。
- （8）職員から依頼されたことは、忠実に実行し、事後必ず経過を報告すること。
- （9）実習施設の禁止事項には必ず従うこと。
- （10）施設の物品を使った場合は、所定の位置にもどすこと。
- （11）毎日実習終了後に必ず実習ノートを記録し、実習指導者の指示に従い提出すること。

(12) 実習先および機関・施設の周辺部での喫煙は禁止する。

3. 利用者（クライアント）に対する態度（人権尊重 福祉の基本）

実習生は利用者（クライアント）から見れば、「自分の生活空間に足を踏み入れる人」になります。利用者とは接することは、個人のプライバシーに触れることにもつながるので、プライバシーや人権を意識して行動しましょう。

(1) 利用者（クライアント）の人権を尊重し、願いや思いに共感しながら行動をすること。

(2) 利用者（クライアント）は「 さん」と「さん」付けで呼ぶこと。

(3) どの利用者（クライアント）に対しても公平に接すること。

(4) どの利用者（クライアント）に対しても積極的に挨拶すること(利用者が不安定な場合は留意する)。

(5) 利用者（クライアント）に依頼されたことは、必ず実習指導者に相談して対処すること。自己判断はしないこと。

(6) 利用者（クライアント）と個人的な情報のやりとりをしないこと（電話番号やメールアドレスの交換は厳禁）。

(7) 金品を渡したり受け取ったりしないこと。

(8) 軽々しく約束をしないこと。

4. ハラスメント（不快な思い しない させない）

ハラスメントとは、相手の意に反する行為によって不快にさせたり、相手の人間としての尊厳を傷つけたり、脅したりすることです。自分の行動がハラスメントにつながったり、時には自分が被害者になったりします。実習施設・機関内でハラスメントまたはそれに類する事態が発生した場合は、実習指導者もしくは実習指導教員に早急に相談してください。

5. 服装・身だしなみ（TPO と 清潔感）

実習生としての立場をわきまえ、利用者（クライアント）や実習指導者に違和感を与えないように配慮しましょう。また、衛生面にも気をくばりましょう。

(1) 大学又は実習施設・機関の指示に従うこと。

(2) 衣類は、活動的なものにして常に清潔を保つこと。特に夏季の実習は汗をかきやすいため、服が汗ばんだり、汗臭くなりがちなので、発汗対策をしましょう。

(3) 化粧は、利用者（クライアント）や実習指導者に違和感を与えないよう、身だしなみ程度にとどめ、香水の利用は避けること。

(4) 利用者（クライアント）を傷つけたり、利用者を刺激したりする恐れがあるので、指輪やピアスなどのアクセサリーの着用は避けること。

(5) 頭髪は乱れないようにすること。奇抜な髪型や着色は厳禁。

- (6) 爪は常に短く切っておくこと。マニキュアは厳禁。
- (7) 靴は動きやすく安全な運動靴を履くこと（外履きと内履きの2つを用意する）。

6．実習中の学生の態度（笑顔 忍耐 努力）

実習生であっても、利用者（クライアント）からみれば施設・機関の関係者の一員です。利用者（クライアント）に不快感や不信感を与えないように心がけましょう。

- (1) 実習生同士の私語は慎むこと。
- (2) 実習生同士を「ニックネーム」で呼ばないこと。
- (3) 実習指導者の指示を十分に理解できるように努力し、実習生単独で行動しないこと。
- (4) 実習の場にふさわしい声の大きさ、話し方を心がけること。
- (5) 利用者（クライアント）の状況に応じ、誠実さや優しさが伝わる接し方に努めること（表情は豊かに！）。
- (6) 様々な生活不安をかかえる利用者（クライアント）に、忍耐強く、落ち着いて、迅速に行動すること。
- (7) 貴重品を実習先に持ち込まないこと。
- (8) 宿泊実習の場合、実習施設の規定を遵守すること。無断外出や、利用者（クライアント）の部屋及び他の実習生の宿泊場所への出入りをしないこと。

7．災害等の緊急時の対応（慌てず連絡・相談・報告）

- (1) 事前訪問の時点で、気象警報発令時の実習と連絡方法について打ち合わせておくこと。
- (2) 気象警報が発令した場合、遅滞なく実習施設・機関へ相談すること。自己判断で欠席したり、無理に出勤したりしないこと。
- (3) 災害等で実習が中止となった場合には、実習指導教員に連絡し実習指導者に依頼をして後日振り替えの実習を行うこと（規定の実習時間・日数を確保すること）。
- (4) 公共の交通機関の乱れ等で遅刻しそうな場合には、速やかに実習施設・機関、実習指導教員へ連絡すること。
- (5) 実習日時の変更が生じた場合は、遅滞なくキャリアサポートセンターへ報告すること。

8．実習中の健康管理（体調管理は自己責任）

実習中は、精神的にも肉体的にも疲れやすい状況です。自己管理をしっかりとって実習期間を過ごしましょう。

- (1) 規則正しい生活をする事。
- (2) 実習中は、飲酒・夜更かしを避けて、実習に備えること。
- (3) 実習中は、原則としてアルバイトをしないこと。実習中はアルバイトを休止するなど、実習開始前に日時を調整しておくこと。

- (4) 夜勤実習は生活のリズムが乱れ、体調を崩しやすいので、休息を充分にとること。
- (5) 体調不良で実習が困難な場合には、必ず医師の診断を受けること(必ず診断書を発行してもらうこと。実習を延長する場合などに必要となる場合がある)。

9. 感染症予防 (手洗い・うがいからはじまる感染予防)

感染症予防は自分の身を守ることにもつながります。実習施設・機関からの注意事項を必ずまもりましょう。実習のはじめと終わりには手洗いとうがいをするように心がけましょう。

- (1) 実習のはじめと終わりには手洗い・うがいをする。
- (2) 発熱や下痢、せき等のひどい人と接触した場合には、その都度手洗い・うがいを行うこと。
- (3) 利用者(クライアント)の血液や体液には、素手で触れないこと。手などに傷がある場合には、実習指導者にその旨を伝え、指示に従うこと。
- (4) せきのひどい人に接する時には、直接しぶきを浴びないようにする。浴びた場合にはうがいをする。

感染症予防については、資料(感染症について)を熟読して理解を深めておくこと。

10. 実習を終了するにあたって (お礼状を出すまで気を抜かない)

実習施設・機関の指導者は、業務多忙な中で実習生の指導に多くの時間を割いています。実習を終了するにあたって実習指導者や利用者(クライアント)に対する感謝の気持ちを表現しましょう。また、後片付けや挨拶を徹底して実習を終了しましょう。お礼状を出すことも実習の一環であることを意識してください。

- (1) 実習が終了し、施設・機関を退出する際には、お世話になった全職員にお礼の気持ちをこめて挨拶をすること。
- (2) 利用者(クライアント)への挨拶は、実習指導者の指示に従うこと。
- (3) 実習中借用した部屋や物品は、きれいに清掃して元の位置に戻すこと。
- (4) 実習終了後、利用者(クライアント)との個人的な接触はしないこと。
- (5) 遅くとも3日以内に実習先へお礼状を書くこと。

11. 実習期間中の授業の欠席に関して

実習施設・機関の都合によって、大学の授業期間中に実習が行われることがあります。この場合、履修した授業を欠席することになります。

- (1) あらかじめ、履修した授業担当教員に実習で欠席することを報告すること。
- (2) 実習終了後、速やかに欠席届をキャリアサポートセンターに提出すること。

12. 問題発生時には必ず連絡を

遅刻、早退、欠席その他事故が発生した場合は、必ず実習施設・機関だけでなく実習指導教員に連絡をすること。その他、実習中に感じた疑問などは実習指導教員に相談すること。

気象警報発令の場合

学生便覧に定められた授業の休講措置に準じた内容です。以下の記述が原則ですが、個々の実習施設・機関により対応が異なりますので、実習生と実習指導者の間で取り決めてください。

(姫路キャンパス実習生)

実習施設・機関が所在する地域又は実習学生居住地域に、暴風警報・暴風雪警報特別警報のいずれかが発令された場合は、原則、次により対応する。

午前6時現在発令中の場合、自宅待機とする。

午前9時現在発令中の場合、終日、実習を休講とする。

・実習準備・実施に係る手続きチェック一覧

(手続きを終えたら 欄にチェックを入れる)

1. 実習を履修する先修条件の充足

- (1) 社会福祉の学習及び実践に対して熱意と意欲を持っている。
- (2) 社会福祉士養成指定科目の単位を修得しているか、修得できる見込みがある。
- (3) 実習前確認試験に合格している(知識と技能の両方)

2. 「ソーシャルワーク実習指導」及び「ソーシャルワーク演習」の受講

- (1) 「実習生個人票」を作成し、期日内に提出している(必ずコピーしておくこと)
- (2) 「実習施設評価票」の必要事項を記入し、期日内に提出している。
- (3) 「誓約書」を作成し、指導教員の確認を受けている。
- (4) 見学実習あるいは卒業生の講話に参加し、記録を期日までに提出している。
- (5) 「実習施設・機関等の概要」を作成し、指導教員の確認を受けている。
- (6) 「実習計画書」を作成し、期日までに指導教員の確認を受けている
(必ずコピーしておくこと)

3. 事前訪問

- (1) 実習施設・機関の実習指導者の立案に沿って日程と面談を約束する。
- (2) 事前訪問日程：
180時間実習 令和 年 月 日() _____時
60時間実習 令和 年 月 日() _____時
- (3) 実習施設・機関へ「誓約書」・「実習計画書」・健康診断書を提出(提示)し、打ち合わせを行う。
- (4) 訪問終了後「事前訪問記録票」を作成し、実習指導教員に提出する。

4. 実習開始までの手続き

- (手続きの時期、方法については、別途指示に従うこと)
- (1) 通習申請書を提出する。
 - (2) (実習用定期が必要な人のみ) 実習用定期乗車券申請書を提出し、後日、通学証明書と 学外実習証明書を受け取り、学生証を持って、各交通機関の定期窓口で実習用定期を購入する。
 - (3) 学外実習教育費を納付する。
 - (4) 健康診断証明書を発行する。

- (5) 保菌検査（検便検査）の手続きを行い、提出の準備をする。
- (6) その他、実習施設・機関が求める書類・検査等の準備をする。
注意）保菌検査には有効期限がある。一般的には1ヶ月程度だが、実習施設・機関が別途定めることもあり、事前訪問時に確認することが望ましい。
180時間実習、60時間実習ではそれぞれ、検査のタイミングが異なる点に注意する。

5．実習2週間前から実習初日

- (1) 実習2週間前から、「実習用健康記録表」の記録を行う。
- (2) 実習初日に、以下の書類を実習施設・機関に提出する。
 - ・保菌検査結果報告書（検便結果）の提出。
 - ・「実習出席簿・実習証明書」を実習指導者に提出し、取扱いについて指示を仰ぐ。

6．実習中

- (1) 「実習出席簿・実習証明書」に毎日必ず捺印する。
- (2) 毎日の実習終了後に必ず実習日誌を記入し、翌朝、実習指導者に提出する。
- (3) 「実習用健康記録表」への記録を行う。
- (4) 巡回指導及び帰校指導を受ける際には、必ず、「実習計画書」を含め日誌(手元に返却されているもの)を持参し、指導を受ける。

7．実習終了後

- (1) 最終日に「実習出席簿・実習証明書」を実習指導者に提出し、記載後に大学に郵送してもらうよう依頼する。
- (2) 未返却の「実習日誌」がある場合、実習指導者に(1)の書類と合わせて大学に郵送してもらうよう依頼する。
- (3) 速やかに「実習の総括」を作成する。
- (4) 3日以内に、実習先に最終日の「実習日誌」「実習の総括」お礼状を提出する。
- (5) 「実習自己評価票」を作成し、「ソーシャルワーク実習指導」の授業で実習指導教員に提出する。
- (6) 実習終了後、1週間は「実習用健康記録表」の記録を行う。

8．2ヶ所目の実習に向けた準備

- (1) 「3．事前訪問」～「5．実習2週間前から実習初日」の事項を確認し、提出書類等の不備がないよう準備する。
- (2) 保菌検査結果報告書（検便結果）を忘れずに実施、提出する。
- (3) 「6．実習中」から「7．実習終了後」の事項を確認しておく。

資料1 参考 事前訪問アポイントメント(面会の約束)例とマナー

- 1 まず、挨拶 「はじめまして。」 (2度目以降は「お世話になっております。」)
- 2 自己紹介 「わたくし、神戸医療未来大学○学部 学科 年の○と申します。」
- 3 依頼方法 「お忙しいところ、お電話して申し訳ありません(すみません)。今、お時間よろしいでしょうか。」、また「いつ頃にお電話させていただければよろしいでしょうか。」
- 4 用 件 「この度は実習を受けていただきありがとうございます。つきましては、実習の前に、御施設(おんしせつ)にお伺いさせていただき、事前指導を受けたいと思っています。実習指導者の方にお取次ぎ願えますでしょうか。」
- 5 今後の手続き 実習指導者の方に対して、「 様、訪問させていただく日時を決めたいのですが、ご都合はいかがでしょうか。できましたら 月 日から 日までは前期試験があり、その期間以外でお願いしたいのですが、いかがでしょうか。」 実習指導者からの「了解しました。では 月 日に・・・」に対しては、「ありがとうございます。では 月 日の 時にお伺いいたします。」「また、追ってご連絡します。」に対しては、「お電話をお待ちしております。または「では、改めましてお電話いたします。」、また「当日、服装や準備について注意事項がありますでしょうか。」など確認依頼ができるように。
- 6 連絡先の確認 「私の連絡先は 番です。何かありましたら御連絡ください。」
- 7 感 謝 話が終わったら「ありがとうございました。失礼いたします。」

マナー

忙しい社会福祉の現場に電話で依頼することは、貴重な時間を割くことになる。そのことをよく理解し、しっかりと実習指導者の方の都合を確認すること。

電話をかける時間帯の目安 午前 10:00～11:00 午後 14:00～15:00

まずは自分から名乗ること。立場、身分を最初にはっきりさせること。

自分から、先に電話を切らない。相手が電話を切るのを待つこと。

アポイントメントの重要な要件は、復唱確認を。

「 について再確認したいのですが」

静かな場所でかけること。はっきりと丁寧な声で行うこと。

電話をかける前に、伝える内容をメモしておくこと。相手方の質問に応えられるように、「実習の手引き」の内容を理解し、作成した各書類を手元に置いて、常に参照できるように。また、自己紹介もできるようにしておくこと。

資料2 感染症について

社会福祉施設のような集団生活の場では、感染症対策は重要な問題です。感染症対策は利用者やそこで働く職員の健康を守るためには必要不可欠ですが、知識不足から不安感を増殖させたり、利用者に対するサービスの質の低下を招いたりしては意味がありません。

実習生が感染源を施設内に持ち込んだり、利用者に不安感を持たせたりしないためには、感染症に対する正しい知識と予防策が必要となります。各自、実習前に予防策を理解した上で実習に臨むようにしてください。

1. 感染症とは何か？

感染症とは、病原微生物が体内に侵入して起こる病気です。どのような病原体によってどのような病気が発生するかは、その病原体の性質と私たちの身体の性質によって決まります。私たちの身体には病原微生物に対する感染抵抗力がありますが、この抵抗力が弱いと種々の感染症に罹る危険性が増殖します。

2. 感染の経路

(1) 飛沫感染(ひまつかんせん)

せきやくしゃみの際に飛び散るしぶきの中に病原体が混じり、空気中に浮遊したものが他者の呼吸器系へ吸い込まれて感染します(例:結核、インフルエンザなどのウイルス感染)。

(2) 経口感染(けいこうかんせん)

汚染された水や食事などが手指から口腔内を経由して感染します(例:赤痢、コレラ、食中毒など)。

(3) 接触感染(せつしょくかんせん)

皮膚や粘膜の接触による感染で性行為が関係するものが多いです(例:淋病、梅毒、クラミジアなど)。

(4) 血液媒介型感染

日常生活では感染することはありませんが、血液がついた注射針やガラス片などで皮膚を傷つけて感染する場合があります(例:血清肝炎、梅毒、HIV感染など)。

(5) その他

昆虫を媒介とした感染症があります(例:日本脳炎、マラリア、ツツガムシ病など)。

3. 院（施設）内感染

院（施設）内感染とは、広い意味では病院や施設において患者や利用者、従事者が発症した全ての感染症の総称です。患者や利用者の感染抵抗性の低下とともに、元々体内に持っていた微生物が感染症を起こしてくる内因性院内感染症と、病院環境や他の患者や利用者、医療・介護職員から病原体を受け取って発症する外因性院内感染症の2つがあります。

（1）MRSA

MRSA とは多剤（メチシリン）耐性黄色ブドウ球菌、つまり多くの抗生物質が効かなくなった耐性ブドウ球菌です。健康な人が感染しても問題はありませんが、衰弱した高齢者や慢性疾患の患者、手術や臓器移植後などに免疫状態が悪くなった人が感染すると治療が大変困難になるといわれています。感染経路をたどると、多くの場合発症した患者に接触した医療従事者の手を介して他の人に広がります。MRSA 感染を予防するためには、医療従事者や介護者の日常における手首の消毒が基本となります。抵抗力の弱い高齢者に自分たちの手を介して菌を運ばないようにする注意が必要となります。

（2）血液媒介型感染症

肝炎はウイルスによる感染症です。ウイルスには A～E がありますが、A と E が経口感染でその他のウイルスは血液が感染経路となっています。中でも B 型肝炎ウイルスは感染力が非常に強く、日常的に感染予防対策を整えておくことが必要です。しかし、感染力が強いといっても正常な皮膚に血液が付いただけでは感染しません。介護をする際に、手に新しい傷がある場合には手袋をして予防しますが、傷がない場合でも付着した血液は必ず流水で洗い流しましょう。普段から流水での手洗い（石鹸・ピューラックス・アルコールローション等を使用）、手袋の使用、汚物の衛生管理などを慣習化することが大切です。

一方で C 型肝炎は慢性化しやすく、長い経路で肝硬変に移行したり、肝癌を併発したりすることがあります。汚染された血液製剤の輸血が主な感染経路です。ウイルスキャリアの血液中ウイルス量は、B 型肝炎ウイルスの場合よりはるかに少ないので、B 型肝炎と同様の態勢で対応します。A 型肝炎はウイルスによって汚染された生鮮魚介類を介して経口感染するウイルスです。食中毒対策に準じた注意が必要です。

（3）疥癬（かいせん）

疥癬（かいせん）とは、ダニの一種であるヒゼンダニが皮膚（角質層）に住み着いて起る感染症皮膚病です。腹部や腋下、大腿内側など皮膚のやわらかい部分に赤い丘

疹ができ、激しいかゆみを伴います。指の間や手関節の所に線状のうねった皮疹（疥癬トンネル）をつくり、その中にヒゼンダニのメスが住み着き産卵します。昼間はそれほど症状がなくても、夜ふとんの中で温まると猛烈に痒くなるなど昼夜の差が大きいのが特徴です。

ヒゼンダニは摂氏 50 度以上の温度で死滅します。身体から離れて衣類や器具についたヒゼンダニは 24 時間位しか生存することができません。感染者の皮膚や感染者が触れたものに触るときには、ゴム手袋を付けます。もし皮膚に直接触れてもすぐに流水に石鹸で洗えば問題ありません。注意事項として、手洗いの励行、かゆみの強い発疹が出たときは皮膚科に受診すること、感染時の家庭での二次感染予防に努めることの 3 点を実行しましょう。

（４）病原性大腸菌 O 157

食物や水などによって、経口感染します。菌はベロ毒素を発生し、便の中に出てきます。赤痢菌と同等の強い感染力と毒力を持っているといわれています。感染から発症までの期間は 4 ～ 8 日です。症状が重くなると下痢の回数が増し、便に血が混じります。子どもや高齢者は溶血性尿毒症症候群（尿が出なくなったり、障害が起こる）や血小板減少症を併発して、重症になることがあるので注意が必要です。

【注意事項】

料理の時、生肉・魚・野菜類を流水で十分に洗い流す。

料理の途中で動物に触ったり、トイレに行ったり、おむつ交換などをした場合にはしっかりと手を洗う。

生肉や魚を切ったらまな板や包丁をしっかりと洗う。

加熱を十分にすることで殺菌することができる。

怪しいと思われる食品は迷わずに捨てる。

【もし感染が疑われたときには】

医師の診断を受ける。

患者の便を処理するときには使い捨てのゴム手袋を着用する。

おむつ交換の際には十分気をつける。

患者の便に触れてしまった時には、流水で十分に手を洗い、アルコール、ウエルパスなどで確実に消毒する。

便で汚れた衣類などは、アルコール・スプレーなどで噴霧しあとで別に洗濯する。

患者がお風呂で使用する場合、混浴を避けてその後に乳幼児の入浴はさせない。

(5) 発疹性ウイルス感染症

突発性発疹、麻疹、風疹、水痘、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）など、小児期にみられるウイルス性の感染症で、それぞれ特徴的な皮疹がみられます。一度かかると免疫ができるので、感染者の多くが小児です。麻疹、風疹、水痘は予防ワクチンの摂取が行われています。

以上、感染症について説明してきましたが、感染経路はどれも限定されており、基本的な注意事項を遵守すれば実習生が感染して危険が生じることは殆どありません。不確かな情報に惑わされて、感染症に過度に怯えたり、利用者に不安を与えたりすることがないようにする注意が必要です。

COVID-19

令和2年1月に問題となっている新型コロナウイルスは、感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定されました。これにより新型コロナウイルスは「学校保健安全法」に定める学校において予防すべき感染症（以下「学校感染症」という）の第一種感染症とみなされます。現在、国内において新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告されており、国内での感染をできる限り抑えることが重要となっています。

新型コロナウイルス感染症とは

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。感染しても軽症で治る例も多いですが、季節性インフルエンザと比べ、重症化するリスクが高いと考えられます。重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特に高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染により感染します。空気感染は起きていないと考えられていますが、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要です。

基本的な感染症対策の徹底

体調管理（十分な睡眠と栄養）と健康状態の確認記録（検温・症状）

手洗い

マスク着用等の咳エチケット

3つの「密」を避けましょう。密閉空間・密集場所・密接場面

新型コロナウイルス感染症は、感染流行地域に渡航歴のない感染者や症状のない感染者が確認されています。感染経路は現時点では飛沫感染（咳やくしゃみの飛沫）と接触感染（手すり革、ドアノブなど）が考えられます。人の多く集まるような場所にむやみに赴かないなど、感染拡大の危険を高める行為を慎むとともに手洗いやマスク着用等の咳エチケットを励行して下さい。また、健康状態の確認（検温）し、記録しましょう。

気になる症状がある場合

【風邪のような症状があるとき】

必ず症状を実習指導教員に報告し、指示を受けてください。症状がある場合は、実習を休み外出を控えて下さい。

2024年3月卒業生の進路

就職先		人数
社会福祉事業	老人施設・介護施設	3
	障害者支援施設	
	児童福祉施設	1
	社会福祉協議会	
	学校・教育機関	
	その他	
公務員	国	1
	都道府県	2
	市(区)町村	3
その他	医療機関	
	他産業	78
	進学	2
	未就労	9
合計		99

令和6年度 国家試験受験資格取得等に伴う実習実施計画

実習名(資格)	実習日程(注1)・日数	予定実習生数	対象学科:学年(注2)	実習費	納入期間	
ソーシャルワーク実習 (社会福祉士国家試験受験資格)	令和6年8月13日(火)～9月12日(木) ・180時間以上かつ23日間以上	3名	【選択制】 介護実習履修者:4年	70,000円	令和6年 7月8日(月)～ 7月31日(水)	
	令和6年8月13日(火)～9月12日(木) と令和6年10月8日(火)～10月18日(金) ・180時間以上かつ23日間以上と60時間以上かつ8日間以上	24名	【選択制】未来社会、 健康ｽﾎｰﾂｺﾐｭﾆｬｰｼｮﾝ:3年	90,000円		
精神保健福祉援助実習 (精神保健福祉士国家試験受験資格)	障害福祉サービス事業施設等 令和6年8月以降(日程は未定 実習先によって異なる) ・120時間以上かつ15日間以上 (3年次ソーシャルワーク実習履修者は60時間以上かつ8日間以上)	7名	【選択制】 未来社会:4年	90,000円	令和6年 7月8日(月)～ 7月31日(水)	
	精神科病院等の医療機関 令和6年8月以降(日程は未定 実習先によって異なる) ・90時間以上かつ12日間以上	7名		ソーシャルワーク実習履修者は 70,000円		
介護実習 (介護福祉士国家試験受験資格)	介護実習 令和6年8月13日(火)～9月11日(水) ・176時間(22日間)	10名	【選択制】 未来社会:2年	70,000円	令和6年 7月8日(月)～ 7月31日(水) 納入期間については 別途通知	
	介護実習	令和6年8月13日(火)～9月12日(木) ・184時間(23日間 夜勤含む)	9名	【選択制】 未来社会:3年		80,000円
		令和7年2月～3月予定 ・184時間(23日間 夜勤含む)	10名	【選択制】 未来社会:2年		
保育実習 (保育士資格)	保育所実習(保育所) 令和6年8月13日(火)～8月26日(月) ・80時間以上かつ10日間以上	2名	【選択制】 未来社会:3年	60,000円	令和6年 7月8日(月)～ 7月31日(水)	
	保育所実習(保育所) 令和6年9月2日(月)～9月13日(金) ・80時間以上かつ10日間以上	2名				
	保育所実習(児童福祉施設) 令和7年2月24日(月)～3月7日(金)の間 ・80時間以上かつ10日間以上	2名				
心理実習 (公認心理師国家試験受験資格)	令和6年後期10月以降(日程は未定 実習先によって異なる) ・80時間以上(事前・事後指導含む) 保健医療、福祉、司法・犯罪、産業・労働分野 医療機関(必須)	5名	【選択制】 未来社会:4年	60,000円	納入期間については 別途通知	
教育実習 (中学校・高等学校教諭一種〔保健体育〕免許状)	令和6年5月～11月に3～4週間の120時間	37名	【選択制】 健康ｽﾎｰﾂｺﾐｭﾆｬｰｼｮﾝ:4年	40,000円	令和6年 4月15日(月)～ 5月10日(金)	
【介護等体験】 (中学校教諭一種免許状)	令和6年度については代替措置にて実施	33名	【選択制】 健康ｽﾎｰﾂｺﾐｭﾆｬｰｼｮﾝ:3年	2,000円	令和6年 4月15日(月)～ 5月10日(金)	

注1) 実習日程については実習施設との調整上変更があります。 注2) 対象学年は、標準学年を示しています。